

# 市有財産（土地）売払い 一般競争入札説明書

滝沢市 企画総務部 財務課

## 《 目 次 》

ページ

1	入札物件及び入札日時等	1
2	入札の参加資格	1
3	入札の申込方法	1
4	入札方法等	2
5	契約の締結	3
6	売買代金の支払	4
7	所有権の移転	4
8	入札の際に持参していただく物	4
9	入札会場での手順	4
別紙 1	一般競争入札参加申込書	5
別紙 2	誓約書	6
別紙 3	代表者選任届	7
別紙 4	委任状	8
別紙 5	一般競争入札参加申込受付書	9
別紙 6	入札辞退届	10
別紙 7	入札書	11
別紙 8	落札決定通知書	12
別紙 9	入札保証金充当申出書	13
別紙 10	入札保証金還付請求書	14
別紙 11	契約保証金還付請求書	15
別紙 12	土地売買契約書(案)	16
参考 1	入札書の記載例	18

## 1 入札物件及び入札日時等

所在地	登記地目	登記地積	予定価格
岩手県滝沢市大釜風林460番62	雑種地	33㎡	160,000円
都市計画法上の制限	都市計画区域外		
一般事項	1 地耐力調査、地質調査、地盤調査、土壌調査及び埋設物調査は行っておりません。 2 売却土地は現状引渡しです。		
入札日時	令和7年6月27日(金) 午前10時		
入札場所	滝沢市役所 2階 201会議室		
入札参加申込期限	令和7年6月17日(火) 午後5時まで		

## 2 入札の参加資格

次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 指定暴力団員
- (4) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (5) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (6) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- (7) その他契約の相手方として不相当と認められる者

## 3 入札の申込方法

入札の参加申込みは、(1)の受付場所及び受付時間内に、(2)の提出書類を持参するか郵送にて行って下さい。

提出書類の受付後、入札参加資格を審査し、入札に参加できる者には、一般競争入札参加申込受付書を送付します。なお、法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者に該当するか否かに関し、岩手県警察本部に照会することがありますので、ご了承下さい。

### (1) 受付場所及び受付時間

- ア 受付場所 滝沢市役所3階 企画総務部財務課 電話019-656-6568
- イ 受付時間 令和7年6月2日(月)午前9時から令和7年6月17日(火)午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き、受付時間は正午から午後1時までを除く。郵送の場合は必着とする。）

## (2) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書（別紙1） 1部（押印する印鑑は、印鑑登録している印鑑とし、法人の場合にあっては法務局に印鑑登録している代表者の印鑑とすること。なお、共同で申し込む場合は、連名とすること。）
- イ 添付書類 各1通（証明書類は、発行後3か月以内のものとする。）
  - (ア) 申込者が個人1名の場合 住民票の写し（世帯の一部）、印鑑証明書、身分証明書（本籍地のある市区町村長が発行する身分に関する書類（滝沢市の場合、市民課で発行））及び誓約書（別紙2）
  - (イ) 申込者が複数の個人の場合 全員の住民票の写し（世帯の一部）、印鑑証明書、身分証明書、誓約書及び代表者選任届（別紙3）
  - (ウ) 申込者が法人の場合 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、役員名簿及び誓約書
  - (エ) 申込者が外国人の場合 住民票の写し（世帯の一部）、印鑑証明書及び誓約書
  - (オ) 申込者以外の者（代理人）が入札を行う場合は、(ア)から(エ)までのいずれかの書類のほかに、申込者からの委任状（別紙4）及びその代理人の身分証明書が必要となります。（申込者が法人で、代理人が社員等の場合、身分証明書の提出は必要ありません。）

## (3) 現地説明等

- ア 入札物件は、現状のままでの引渡しとなります。物件の詳細について、分からないことや疑問がある場合は、事前にお問い合わせ下さい。
- イ 現地説明会は行いませんので、必要があれば事前に現地を確認して下さい。

## 4 入札方法等

### (1) 入札への参加者等

- ア 入札に参加できる者は、一般競争入札参加申込受付書の通知を受けた者に限りません。
- イ 入札参加申込者が個人で代理人が入札に参加する場合は、その申込者の印鑑証明書を添付した委任状を持参して下さい。

### (2) 入札保証金

- ア 入札に当たって、入札保証金5,000円が必要となりますので、入札参加者は、入札参加申込み後に、市が発行する納入通知書により納付し、入札受付時に領収証書の写しを提出して下さい。
- イ 入札の結果、落札にならなかった場合の入札保証金については、入札の終了後、入札保証金還付請求書（別紙10）の提出により、後日、指定する振込口座に還付します。
- ウ 落札者の入札保証金は、売買契約の締結に必要となる契約保証金が納付された後に還付します。ただし、入札保証金充当申出書（別紙9）の提出により入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- エ 落札者が売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、落札が無効になり、入札保証金は返還されません。
- オ 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

### (3) 入札方法

- ア 入札参加者は、入札書（別紙7）に必要な事項を記入し、記名及び押印の上、所定の入札箱に投入して下さい。
- イ 入札者は、入札箱に投入された入札書を、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- ウ 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

### (4) 落札者の決定

- ア 落札は、市が定めた予定価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上のときは、くじによって落札者を決定します。

### (5) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 入札保証金を納付しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

## 5 契約の締結

- (1) 落札者には、入札終了後、落札決定通知書及び売買契約に必要な書類（土地売買契約書の案文については、別紙12のとおり。）をお渡しします。
- (2) 落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内に売買契約を締結することになります。
- (3) 売買契約の締結に当たり、契約金額の10分の1（その額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り上げた額）以上の契約保証金を納付していただきます。
- (4) 契約保証金は、市が発行する納入通知書により納付して下さい。
- (5) 契約保証金は、売買代金の支払後、契約保証金還付請求書（別紙11）の提出により、後日、指定する振込口座に還付します。
- (6) 売買契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。
- (7) 売買契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に売買代金が納付されなかった場合は、売買契約を解除することがあります。この場合、納付された契約保証金は、返還されません。
- (8) 契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

## 6 売買代金の支払

- (1) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、売買契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に納付していただきます。
- (2) 納入期限内に売買代金の支払が行われなかった場合で、かつ、市が納付することができないと認めたときは、売買契約を解除するものとします。この場合、納付された契約保証金は、返還されません。

## 7 所有権の移転

- (1) 売買代金が納付されたときに、買受者に所有権が移転します。
- (2) 土地の所有権移転登記は、市が行います。
- (3) 土地の所有権移転登記の手續に必要な書類（住民票の写し（世帯の一部）等）は、買受者で用意願います。
- (4) 土地の所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

## 8 入札の際に持参していただくもの

- (1) 一般競争入札参加申込受付書（入札参加申込み後に、市から送付されたもの）
- (2) 入札保証金の領収証書の写し
- (3) 入札書（必要事項を記入し、記名及び押印したもの）
- (4) 印鑑（印鑑登録してある印鑑。代理人が入札する場合は、委任状（様式第4号）の代理人使用印の欄に押印した印鑑と同一の印鑑）
- (5) 委任状（代理人が入札する場合のみ。代理人の身分証明書を添付して下さい。）
- (6) 市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書（本書）
- (7) 入札保証金還付請求書（記入、押印したもの）

## 9 入札会場での手順

入札受付	午前9時30分から滝沢市役所 2階 201会議室前で受付開始 入札保証金の領収証書の写し、委任状等の提出及び必要書類への記入
↓	
入場	入札会場へ入場
↓	
入札	入札書を入札箱に投入
↓	
開札	直ちに開札し、市が定めた予定価格以上の有効入札のうち、最高金額の入札者が落札
↓	
保証金還付	落札者以外については、入札保証金還付請求書の受領

〔別紙 1〕

### 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

印

電話

市有財産（土地）売払い一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

入札物件

所在	地番	地目	地積（㎡）
滝沢市大釜風林	460番62	雑種地	33

- 備考 1 共同で申し込む場合、連名とすること。  
2 証明書類は、発行日から3か月以内のものとする。こと。  
3 押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑とする。こと。  
4 代理人により入札を行う場合、委任状が必要となります。

以下の欄には、記入しないでください。

① 受付番号 番

② 添付書類

(個人) 住民票 (写)		印鑑証明書	
(法人) 履歴事項全部証明書		委任状	
誓約書		身分証明書	
代表者選任届			

[別紙2]

誓 約 書

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

㊞

私は、滝沢市が執行する市有財産（土地）売払い一般競争入札の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書の入札参加者の資格に記載する事項に該当しません。
- 2 入札に対し、市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書、入札物件の状況、土地売買契約書の内容等すべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄につき滝沢市に対し一切異議、苦情等を申しません。

〔別紙 3〕

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

市有財産（土地）売払い一般競争入札に共同で参加するため、次の者を代表者に選任したので、届け出ます。

また、市有財産（土地）売払い一般競争入札及びこれに附帯する事項に関する一切の権限を選任した代表者に委任します。

住所

氏名

[別紙4]

委 任 状

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

印

私は、1の者を代理人と定め、2の市有財産（土地）売払い一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

1 受任者

住所

氏名

代理人使用印

2 入札物件

所在	地番	地目	地積 (㎡)
滝沢市大釜風林	460番62	雑種地	33

備考1 代理人の身分証明書を添付すること。

2 代理人使用印の欄に押印する印鑑は、代理人が使用する印鑑を押印すること（代理人は、入札において、この押印した印鑑以外は使用できません。）。

[別紙 5]

### 一般競争入札参加申込受付書

滝財第 号  
令和 年 月 日

住所

氏名 様

滝沢市長 武田 哲

市有財産（土地）売払い一般競争入札の参加申込みを下記のとおり受け付けたので通知  
します。

#### 記

1 入札物件

所在	地番	地目	地積 (㎡)
滝沢市大釜風林	4 6 0 番 6 2	雑種地	3 3

2 参加者申込受付番号

第 号

3 入札場所

滝沢市役所 2階 201会議室

4 入札日時

令和7年6月27日（金） 午前10時

入札会で必要となるもの（説明書4ページ参照） 表中※は代理人が入札する場合のみ

一般競争入札参加申込受付書（本書）		市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書	
入札保証金の領収証書の写し		入札保証金還付請求書（記入、押印したもの）	
入札書（記入、押印したもの）		※委任状（代理人の身分証明書添付）	
印鑑（印鑑登録してあるもの）		※代理人の印鑑（委任状と同一の印鑑）	

〔別紙6〕

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

印

私は、市有財産（土地）売払い一般競争入札に参加するため、同年 月 日付けで  
申し込みましたが、諸般の事情により入札への参加を辞退します。

# 入 札 書

市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書及び契約条項等をすべて承知の上、次のとおり入札します。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金										円

注 金額を訂正すると、無効になります。

令和     年     月     日

入札者（本人）

住所

氏名

Ⓜ

※代理人

住所

氏名

Ⓜ

備考 1 金額は、1 枠ずつに算用数字で記入すること。

2 代理人が入札する場合、本人の住所及び氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑で押印すること。

[別紙 8]

## 落札決定通知書

滝財第 号  
令和 年 月 日

住所

氏名 様

滝沢市長 武田 哲

令和 7 年 6 月 27 日に執行した市有財産（土地）売払い一般競争入札において、あなたが下記のとおり落札したので通知します。

### 記

1 落札物件

所在	地番	地目	地積 (㎡)
滝沢市大釜風林	4 6 0 番 6 2	雑種地	3 3

2 落札金額

金 円

[別紙 9]

## 入札保証金充当申出書

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

㊞

令和 7 年 6 月 2 7 日に執行された市有財産（土地）売払い一般競争入札に係る入札保証金を契約保証金に充当したいので申し出ます。

記

### 1 入札物件

所在	地番	地目	地積 (㎡)
滝沢市大釜風林	4 6 0 番 6 2	雑種地	3 3

### 2 入札保証金額

金 5, 0 0 0 円

[別紙 10]

## 入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

印

令和 7 年 6 月 27 日に執行された市有財産（土地）売払い一般競争入札に係る入札保証金の還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金  円

2 振込口座

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 口座の種類 普通 ・ 当座

(3) 口座番号

(4) フリガナ

(5) 口座名義人

[別紙 1 1]

## 契約保証金還付請求書

令和 年 月 日

滝沢市長 武田 哲 様

住所

氏名

印

令和 7 年 6 月 2 7 日に執行された市有財産（土地）売払い一般競争入札に係る契約保証金の還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込口座

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 口座の種類 普通 ・ 当座

(3) 口座番号

(4) フリガナ

(5) 口座名義人

[別紙 1 2]

## 土地売買契約書（案）

売渡人 滝沢市（以下「甲」という。）と買受人 **（落札者）**（以下「乙」という。）は、以下のとおり土地の売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

（売買物件）

第 1 条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在	地番	地目	地積（㎡）
滝沢市大釜風林	4 6 0 番 6 2	雑種地	3 3

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 **（落札金額）** 円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として金 **（落札金額の 1 0 分の 1 以上の額）** 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第 1 2 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第 1 項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を市に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第 4 条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したとき、乙に移転する。

（所有権移転登記）

第 6 条 乙は、前条に基づき売買物件の所有権が移転したときは、甲に対し、遅滞なく売買物件の所有権移転登記手続に必要な一切の書類（以下「必要書類」という）を交付する。

2 甲は、前項に基づき乙から必要書類の交付を受けたときは遅滞なく所有権移転登記手続を行い、完了したときは乙に対し、遅滞なくその旨を通知する。これに要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第 7 条 甲は、所有権移転登記が完了した後、売買物件を乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第 8 条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

(原状回復義務)

第10条 乙は、前条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、甲が現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該売買物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第11条 甲は、第9条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、第9条の規定により解除権を行使したときは、乙が負担した本契約の費用を返還しない。

4 甲は、第9条の規定により解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を返還しない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第15条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人(甲) 住所 岩手県滝沢市中鶴飼55番地  
氏名 滝沢市  
滝沢市長 武田 哲

買受人(乙) 住所  
氏名

[参考1]

(記載例)

# 入札書

市有財産（土地）売払い一般競争入札説明書及び契約条項等をすべて承知の上、次のとおり入札します。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	円

注 金額を訂正すると、無効になります。

令和7年6月27日

入札者（本人）

住所 岩手県滝沢市中鶯飼■■■

氏名 滝沢太郎 ⑩

※代理人

住所

氏名 ⑩

備考1 金額は、1枠ずつに算用数字で記入すること。

2 代理人が入札する場合、本人の住所及び氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印の欄に押印した印鑑で押印すること。